

第 10 次 福岡県交通安全計画 <概要>

～交通事故のない「安全・安心ふくおか」を目指して～

第 1 福岡県交通安全計画とは

交通安全対策基本法（以下「法」という。）第 4 条において、「地方公共団体は、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされており、これを推進するため、法第 16 条において、都道府県交通安全対策会議を置くこととされています。

福岡県交通安全対策会議（会長：知事）は、法第 25 条により、国の中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）の作成した交通安全基本計画に基づき、県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である県交通安全計画を作成しなければならないと定められています。

福岡県交通安全計画は、昭和 46 年度から 5 年毎に作成されており、今回は第 10 次の計画を作成します。（計画期間：平成 28 年度～32 年度）

第 2 計画の概要

1 計画の構成

(1) 計画の基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
- ・先端技術の積極的活用

(2) 構成

- ・第 1 章 道路交通の安全
- ・第 2 章 鉄道交通の安全
- ・第 3 章 踏切道における交通の安全

2 道路の交通安全対策

(1) 現状と目標

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
死者数(人)	241	199	197	195	170	157	161	145	147	152
発生件数(件)	50,890	45,703	44,353	44,340	44,445	43,326	43,178	43,678	41,168	39,734
飲酒運転によるもの	650	366	284	296	337	257	185	171	153	156

県内における交通事故による 24 時間死者数は、平成 14 年以降減少傾向となっていました。平成 26 年から 2 年連続で増加し、平成 27 年は 152 名となりました。また、発生件数にあつては、平成 26 年から 2 年連続で減少し、平成 27 年

には40,000件を下回り、39,734件となりました。

第9次交通安全計画に掲げた「平成27年までに年間の交通事故死者数を120人以下、年間の交通事故発生件数を40,000件以下にする。」という目標に対し、死者数については達成するに至らなかったものの、発生件数については達成することができました。

一方で、飲酒運転による交通事故の発生件数は、平成23年以降減少傾向となっていました。平成27年は前年を3件上回る156件となり、5年ぶりに増加しました。飲酒運転の撲滅のためには、一層の取組み強化が必要です。

国の交通安全基本計画では「平成32年までに、交通事故死者数を2,500人以下とする」という目標の実現を掲げています。

交通事故のない「安全で安心なふくおか」が究極の目標であります。県では、これまでの対策を深化させ、様々なきめ細かな対策を着実に推進し、平成32年までに交通事故死者数を100人以下にすることを目指します。

また、交通死亡事故を減少させるためには、交通事故全体を減らすことが必要です。平成32年までに、年間の交通事故発生件数を36,000件以下にすることを目指します。

<道路交通の安全についての目標>

年間の交通事故	死者数	100人以下
	発生件数	36,000件以下

(2) 県内の交通事故の特徴

平成27年中の県内の交通事故の特徴は次のとおりです。

- ① 高齢者の死者数が87名で、全死者数の57.2%を占める。
- ② 子どもの交通事故発生件数は、全体の3.5%であるが、少子化の進展を踏まえ対策が必要。
- ③ 状態別の死者数では、歩行者の死者数が68名で最も多く、全死者数の44.7%を占める。
- ④ 自転車による交通事故の発生件数は全体の14.5%であり、都市部を中心に自転車利用者のルールやマナーに違反する行動が問題となっている。
- ⑤ 飲酒運転による交通事故の発生件数は156件（前年比3件増加）で全国ワースト8位である。
- ⑥ 生活道路(車道幅員5.5メートル未満の道路)における死者数は16名で、全死者数の10.5%を占めており、生活道路における自動車の速度抑制対策や、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するなど生活道路における安全を確保するための対策を推進する必要がある。

(3) 安全対策

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところですが、現在、高齢者の交通事故による死者数が、全死者の約6割と高く、高齢者の運転免許保有者の増加に伴い、高齢運転者が加害者となる交通事故も増加傾向にあることから、県内の道路交通事故の状況は、一層憂慮すべき事態になることが懸念されます。

このため第10次福岡県交通安全計画では、下記の視点から、8つの柱を重点項目に定めて、交通安全対策を推進します。

<視点>

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 飲酒運転の撲滅
- ④ 生活道路における安全確保

② 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ① 先端技術の活用推進
- ② 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進



<8つの柱>

① 道路交通環境の整備

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・効果的な交通規制の推進 等

② 交通安全思想の普及徹底

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進（自転車の安全利用、飲酒運転撲滅） 等

③ 安全運転の確保

- ・運転者教育等の充実（高齢運転者対策、飲酒運転者対策）
- ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 等

④ 車両の安全性の確保

- ・自動車の検査及び点検整備の充実
- ・自転車の安全性の確保 等

⑤ 道路交通秩序の維持

- ・交通の指導取締りの強化
- ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 等

⑥ 救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備 等

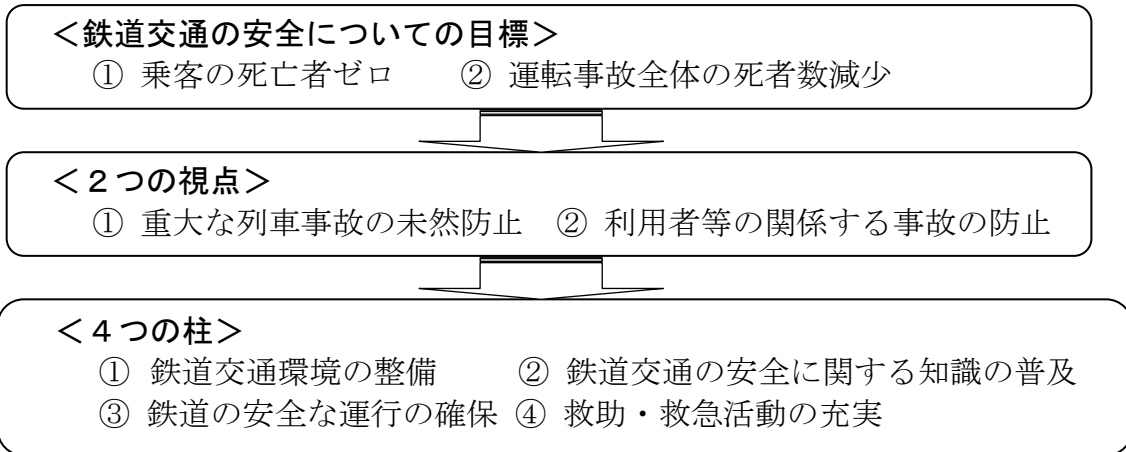
⑦ 被害者支援の充実と推進

⑧ 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進

3 鉄道の交通安全対策

県内における平成27年の鉄道運転事故全体の発生件数は、15件でした。また、乗客の死亡事故は発生していないものの、踏切やホーム内での事故により、5人の方が亡くなっています。

一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、被害が甚大となる鉄道事故について、第10次福岡県交通安全計画では、鉄道の交通安全対策を推進することにより、乗客の死者数ゼロを継続するとともに、運転事故全体の死者数の減少を目指します。



4 踏切の交通安全対策

県内における鉄道運転事故のうち踏切事故は、平成27年の発生件数6件、死者数は1人でした。長期的には減少傾向ですが、立体交差化など改良すべき踏切道がなお残されています。第10次福岡県交通安全計画では、踏切事故防止対策を推進することにより、平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して削減することを目指し、踏切事故のない社会を目指します。

